

石江土地区画整理事業のお知らせ (No.3)

平成18年3月

石江土地区画整理事業につきましては、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本事業は平成14年度の事業着手以来、東北新幹線新青森駅の開業時に必要となる駅前広場や新青森駅前大通り線など主要な公共施設整備や地権者のみなさんの生活に必要な宅地整備のために、みなさんのご協力をいただきながら埋蔵文化財調査、建物移転、道路築造工事、宅地造成工事等を計画的に進めております。

今回は地権者のみなさんから寄せられているなかで、比較的問い合わせが多い事項について説明したいと思います。

1. 事業の進捗状況

本年度は新青森駅前大通り線等幹線道路や区画道路の築造工事や、宅地造成工事並びに建物移転に本格的に着手しました。

本年度の工事、建物移転等が順調に進みますと、本年度末の進捗率は事業費ベースで約20%となる見込みとなっております。

また、道路工事等に先立ち埋蔵文化財の調査が必要となりますので、今後とも、みなさまのご協力をお願い申し上げます。

2. 軟弱地盤対策について

石江地区では事業着手前の説明会で軟弱地盤対策のご説明をいたしましたとおり、その対策工事を行っておりますが、このたび工法等を解説したパンフレットを作成し同封いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

また、事業に伴う移転等、住宅建築を計画されている方で、パンフレットの内容について確認したい場合は、前回の「お知らせ」にも記載いたしましたので、事前に連絡のうえ、建築業者の方と一緒に当事務所までおいで下さるようお願いいたします。

3. 通勤・通学路について

地権者のみなさんと仮換地の引渡しや家屋移転交渉を行うなかで、通勤路やお子さんの通学路を心配されている声がありますことから、通勤・通学路に関する考え方を説明いたします。

移転後の通勤・通学路につきましては、地区内の道路工事が終了するまでの措置として、整備が完了し供用開始した道路や整備途中でも利用可能となった道路と現道を連絡させることで確保したいと考えております。

また、通勤・通学路として利用する道路の照明につきましては、道路照明灯のほか電柱添架方式の防犯灯等を設置することとし、電柱設置が遅れる場合でも別途暫定的な形での設置を行うこととしております。

なお、通勤・通学路の変更等に関しましては、小・中学校と連携を取りつつ周知を図っていきたくと考えております。

4. ごみ収集場所について

ごみ収集場所につきましては、仮換地への移転が始まったばかりでは世帯数が少なく新たな町会組織を立ち上げることが困難であると考えられますことから、現在は、市が指定した収集場所（移転済の2軒の近くの道路上）でごみ収集が行われております。

また、市役所から支給された収集箱・ネット等の管理や収集場所の清掃は移転された方々が行っています。

今後、町会組織が立ち上がるまでは、同様の方法が取られることになるものと考えております。

なお、収集場所・収集日等は移転の際にお知らせすることとしております。

5. 国道交差点への信号機設置について

本年、供用開始された新青森駅前大通り線と国道部の交差点には信号機が設置されていませんが、市としても信号機設置の必要性を認識し、警察署に要望を行っております。

今後も早期設置を目指し、繰り返し要望を行うこととしておりますので、ご理解下さるようお願いいたします。

6. 無電柱化計画について

石江地区では地区内幹線道路において無電柱化計画を導入し、幹線道路の無電柱化を図る計画としておりましたが、シンボルロードである新青森駅前大通り線の景観向上策として無電柱化計画によらない手法を採用することで実現できるようになったことや費用対効果等を考え、同計画は実施しないことといたしましたので、ご理解下さるようお願いいたします。

したがって、石江地区は他地区と同様、電柱が設置されることとなりますが、生活道路に関しましては、設置箇所を工夫し道路幅員を極力狭めないようにすることとしております。

7. 建物移転の時期について

本年度から本格化した建物移転は、主に新青森駅予定地周辺の建物を対象としておりますが、市では、東北新幹線の開業時期の前倒しに関する報道等に基づき、事業スケジュールの見直しを行っております。

このため、当初お示しした移転時期が変更となっている方もございますが、移転時期は個人情報となりますことから、ご自分の移転時期を確認されたい方は、直接事務所までお越し下さるようお願いいたします（電話での問い合わせは、本人確認ができないため）。

8. 新街区の供用が開始される

昨年中に供用開始となった国道7号付近の街区では建物移転による2軒の住宅の建築が終了し、新生活を送っています。

来年度はさらに建物移転による住宅の建築が進む見込みとなっておりますが、今後も使用開始が可能となった仮換地については地権者のみなさんに引き渡すこととしており、その日程等につきましては事前に文書でお知らせすることとしております。

住宅新築状況遠景



供用開始直前の新青森駅前大通り線



連絡先 石江区画整理事務所 電話 017-763-2351